

○越谷市保健衛生審議会条例

平成15年3月31日

条例第9号

改正 平成22年12月22日条例第33号

平成26年12月22日条例第57号

令和元年12月20日条例第31号

令和2年12月16日条例第41号

(設置)

第1条 市民の健康の保持及び増進に関する事項並びに地域保健対策の推進に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、越谷市保健衛生審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市民の健康づくりの推進に関する事項
- (2) 健康増進計画に関する事項
- (3) 公衆衛生の向上に関する事項
- (4) 地域保健に関する事項
- (5) 越谷市保健所及び保健センターの運営に関する事項
- (6) その他健康の保持及び増進並びに地域保健対策の推進に関する事項

2 審議会は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健衛生関係団体に属する者で当該団体が推薦するもの

- (2) 学識経験者
 - (3) 公募による市民
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健医療部健康づくり推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(越谷市立保健センター設置及び管理条例の一部改正)

- 2 越谷市立保健センター設置及び管理条例（昭和63年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年条例第33号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の越谷市健康づくり推進審議会条例の規定により委嘱されている越谷市健康づくり推進審議会委員は、改正後の越谷市保健衛生審議会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により委嘱された越谷市保健衛生審議会委員とみなす。この場合において、平成27年7月31日までの間に限り、改正後の条例第3条第1項中「24人」とあるのは、「27人」とする。

- 3 この条例の施行の日以後、最初に改正後の条例第3条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、改正後の条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年7月31日までとする。

（越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年条例第31号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 4 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。